

校区地域会館の高濃度 PCB 廃棄物の処理に対する補助制度の創設について

昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物（居宅を除く）の業務用・施設用照明器具等には、人体に有害な高濃度 PCB を含有した安定器が使用されている場合があります。高濃度 PCB 廃棄物の処理は、処理期間が平成 33 年 3 月 31 日までとなっているため、校区地域会館の高濃度 PCB 廃棄物の処理に対して補助を行う。

校区地域会館の高濃度 PCB 廃棄物の処理に対する補助制度の創設

- ① 昭和 52 年 3 月以前に建てられた校区地域会館の照明器具等について、「PCB 含有調査の実施」



- ② 調査により、PCB の含有が判明した照明器具等は、「取り外した後、保管し、国が唯一指定する処理業者（JESCO）に処理を委託」する必要があります。

<制度案>

【PCB 含有調査委託料補助】

補助率 10/10 補助上限額 350,000 円

【JESCO への処理費（補助率 10/10）】

1. 照明器具安定器⇒ 補助上限額 1 台あたり 28,000 円
2. 高圧変圧器又は、高圧コンデンサー⇒ 補助上限額=167,000 円

【処理施設への運搬費（安定器の処理場は、北九州市だけ（補助率 10/10））】

補助上限額 1,000,000 円

【器具の取り換え経費（補助率 9/10）】

1. 照明器具の取り換え 1 台あたり 30,000 円
2. 高圧変圧器又は、高圧コンデンサーの取り換え経費 ⇒ 補助上限額 700,000 円